様式第2号（第5条関係）

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

一般廃棄物再生利用業指定証

所在地　大阪府高槻市上田辺町１９番８号

名　称　都市クリエイト株式会社
代表取締役　前田　晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条第２号の規定により、次のとおり指定したことを証する。

令和８年４月１日

高槻市長　濱田　剛史

指定年月日		令和８年４月１日
指定番号		１０６Ｙ０１１
事業の範囲	事業の種類	再生輸送（積替え・保管を含まない）
	取り扱う一般廃棄物の種類	食品残さ
指定の有効期限		令和１０年３月３１日
指定の条件		（１）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第３条第１号に規定する一般廃棄物の処理規準を遵守すること。 （２）　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第１１条第１項の登録を受けた京都有機質資源株式会社　長岡京工場への輸送であること。